

# プラスチック製 の容器包装



## 資源ごみ



マークが付いている

袋・容器・トレイなどの容器包装が対象です。

**青色**  
の  
指定専用袋




マークがついていない、商品を包んでいる袋・容器・トレイの場合も、レジ袋など明らかにプラスチック製の容器包装と判断がつく場合プラスチック製の容器包装へ出してください。




マークは、袋・容器・トレイ等の容器包装以外に、ラベルや商品本体についている場合もあります。

## 主な品目



 マークがついている容器包装すべてをプラスチック製の容器包装として出していただけるようになりました。



大型の発泡スチロールは、機械で処理できないので、必ず30cm程度に砕いてから出してください。

# 出し方

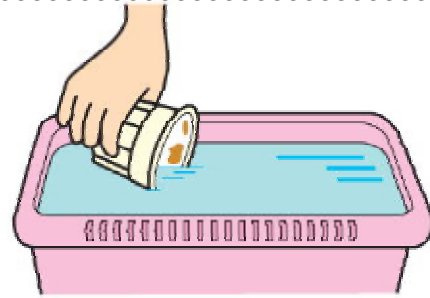
汚れを落とし



指定専用袋に入れて、しっかりと口を十字にしぼって出してください。



食品などの残りかすがどうしても残る場合は、食器を洗ったあとの残り水などを利用して汚れを落としてください。



指定専用袋以外で出されたものは、収集いたしません。  
指定専用袋の口をひもなどでしぼらないでください。  
トレイなどを回り一面に敷き詰めるように入れて、中が確認できないようなものは収集できません。  
収集日の当日、朝8時30分までに出示しましょう。



なぜ、『容器包装』だけを分別するのでしょうか。その理由についてご説明します。

現在、分別をお願いしております『プラスチック製の容器包装』とは、プラスチックでできた商品の入れ物や包んでいるものみの分別です。

確かに、他のプラスチック製品なども同じようにリサイクルすることは可能です。しかし、『容器包装』がごみ全体の6割を占めていることから、国ではまず、ごみの大半を占める『容器包装』のリサイクルシステムをつくることが考えられ、『容器包装リサイクル法』が制定されました。

この法により、『容器包装』を使用した商品を販売したり、容器を製造している業者がリサイクル費用を負担しているため、再商品化処理にかかる市町村の負担は総額の3～4%程度で済んでいます。

このため、現状では『容器包装』のみ分別していただいています。

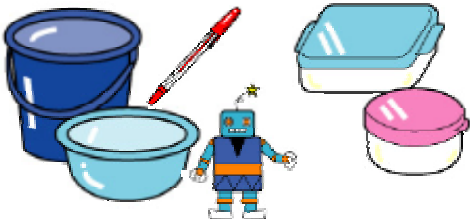
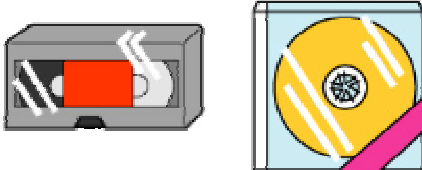
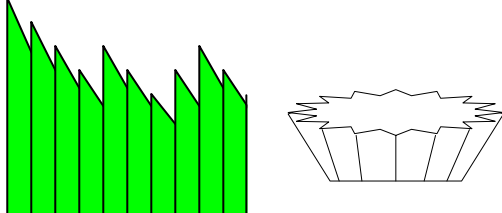
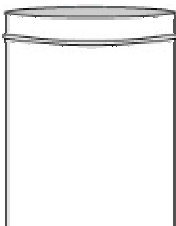



また、『プラスチック製の容器包装』は、抜き打ちで『容器包装リサイクル協会』で検査されA・B・Dの3段階にランク付けされます。

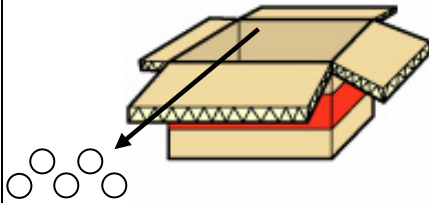

現在、芦別市はA～Bランクを保っていますが、Dランクになると再商品化業者に引き取ってもらえなくなり、処理に関する費用が全て市町村負担となってしまうのです。



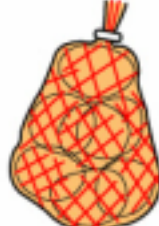


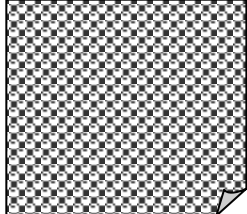
分別を間違えやすいものを、次のページでご紹介します。

プラスチック製の容器包装の分別で、間違えやすいものには次のようなものがあります。これらは全て一般ごみの袋(ピンク)で出してください。

<p>おもちゃ、ビデオテープ、洗面器、ハンガー、ざる、タッパ(密閉容器)、歯ブラシ、コップなどのプラスチック製品</p>	
<p>CD、ビデオテープのケース (CDやビデオテープを保管するのに使用するため、商品の一部とみなされます。)</p>	
<p>バラン(葉蘭)～お弁当の仕切りなどに使われているもので、緑色の草のようなものやキャラクターの形のものなどがあります。 紙カップ～お弁当のおかず入れ用で一般的にはアルミ製カップですが、紙やビニール製のものもあります。</p>	 <p style="text-align: center;">バラン                      紙カップ</p>
<p>チャック付ビニール袋など、個人で購入して使用するビニール袋～家庭で食品を冷凍保存する場合などに使用するビニール袋など、個人で購入して使用するビニール袋は商品なので一般ごみです。</p>	 <p>「フリーザーバッグ」「冷凍保存用バッグ」などの商品名で市販されています。</p>
<p>プラスチック製のスプーン・フォーク、ストロー</p>	
<p>商品をしばっているビニールテープやビニールひも、結束バンド</p>	
<p>使い捨てライター</p>	

<p>緩衝材(まゆ玉状や粒状のもの) 箱        などから出してバラバラになるものは、        容器包装に分類されません。        一見、発泡スチロールに見えますが、とうもろこし等の植物素材でできているものが多く、ごみが残されたときに貼られる紙に『エコ』と記入される場合があります。</p>	
<p>プリンターのインクカートリッジ</p>	

分別の分かりにくいもの(特に問合せの多いもの)には次のようなものがあります。これらは全てプラスチック製の容器包装の袋(水色)で出してください。

<p>くだものや玉ねぎなどのネット</p>	
<p>肉や魚などのラップに張り付いているラベル はがれないものは、ラップと一緒に<u>プラスチック製の容器包装(水色の袋)</u>で出してください。        はがれたものは一般ごみ(ピンクの袋)で出してください。</p>	
<p>発泡スチロールの箱 大きいものは圧縮する機械で処理できませんので<u>30cm程度に砕いて出してください。</u>        洗っても、においや汚れが取れないものは一般ごみ(ピンクの袋)で出してください。</p>	
<p>エアークッション(プチプチとつぶれる梱包用のシート)        防寒用に窓に貼るために販売されているものは、一般ごみ(ピンクの袋)になります。</p>	
<p>湿気とり剤の容器 今までは、全て一般ごみ(ピンクの袋)に分別していましたが、<u>プラスチック製の容器包装(水色の袋)</u>で出していただけることになりました。(中の水や薬剤は出してください。)</p>	